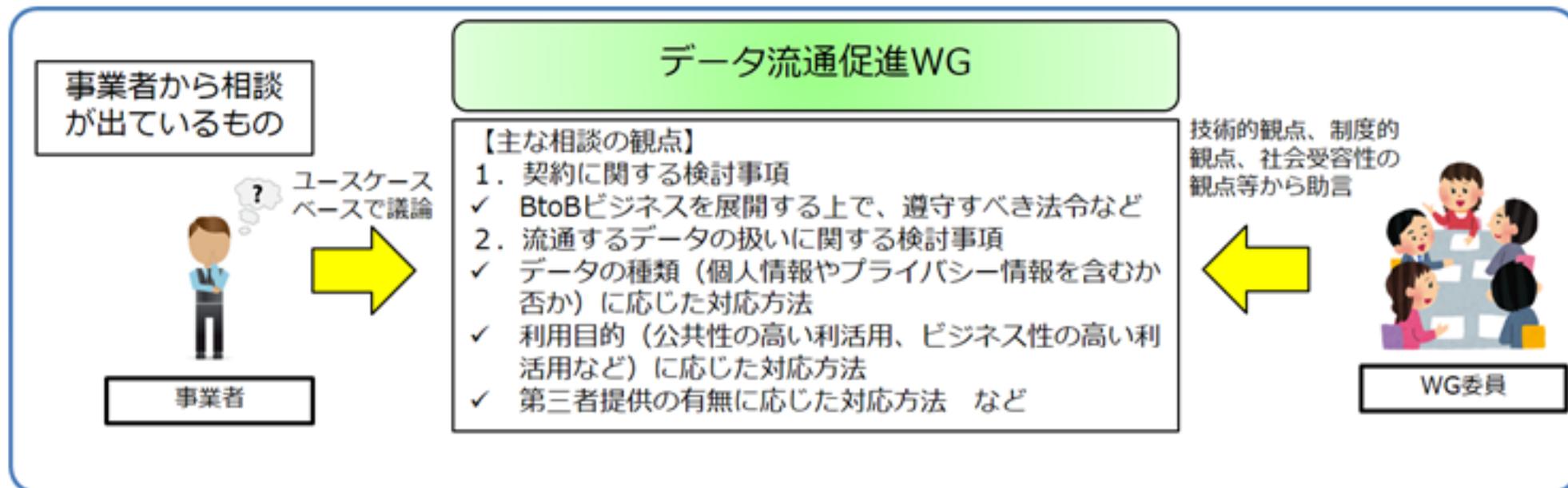


「新たなデータ流通取引に関する 検討事例集ver1.0」概要

平成29年3月

「データ流通促進ワーキンググループ」について

- IoT推進コンソーシアム、総務省及び経済産業省では、分野・産業の壁を超えてデータに関する取引を活性化させることを目的として「データ流通促進ワーキンググループ」を平成28年1月に設置し、事業者間でのデータ取引契約の際に課題となる事象についてユースケースに基づき議論。



区分	氏名（順不同、敬称略）	所属
座長	森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター
委員	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所
	草野 隆史	株式会社ブレインバッド
	佐藤 史章	トーマツベンチャーサポート株式会社
	穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究所
	柴崎 亮介	東京大学空間情報科学研究センター
	寺田 眞治	株式会社オプト
	中崎 尚	アンダーソン・毛利・友常法律事務所
	林 いづみ	桜坂法律事務所
	村上 陽亮	株式会社KDDI総合研究所
	事務局	経済産業省商務情報政策局情報経済課
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課		
（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）		



※平成28年5月31日に公開形式で実施した様子

➤ 経緯

- ・「データ流通促進ワーキンググループ」では、データ流通を伴うBtoBビジネスを検討している事業者から寄せられた相談事項に対して、本WG委員より、技術的観点・制度的観点・社会受容性の観点等から、その解決に向けた助言等を行うことで、事業化を後押し。
- ・相談があった当該事業者のみならず他の事業者も後押しするために、本WGで助言があった内容等を整理し「新たなデータ流通取引に関する検討事例集ver1.0」として公開。
- ・データ流通を伴うBtoBビジネスを検討している事業者が、本事例集を参照することで、検討すべき事項や解決の参考に資するものとなることを期待。

➤ 主な構成

(1)個別事例の検討結果

本WGで平成28年1月から平成29年3月までに扱った20件の個別事例について、概要とWG委員からの助言内容等を記載。なお、各社の事業に係るものなので、事業が特定されうる内容（社名、サービス名、サービス内容の詳細等）は特定できないように整理。（本WGは原則非公開）

(2)取引事例に関する共通意見の整理

(1)で取り扱ったBtoB（BtoBtoC含む）取引に関する事例のうち、特にデータ取得・加工・提供者が取引事例に共通して参照可能な項目について記載。具体的には、「データの利用目的」、「データの種類」、「データの利用範囲」等の観点から、データの流通サイクル（取得時、加工・蓄積時、提供・二次利用時）に沿って意見を整理。

(1)個別事例の検討結果

本WGで取り扱った20件の個別事例について、概要と相談内容そしてWG委員からの助言内容等を記載。

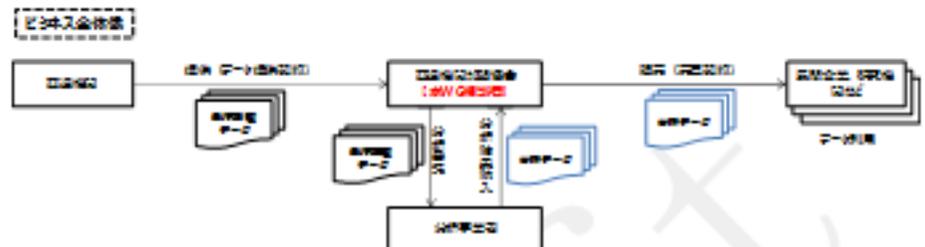
分類	No	ユースケース	扱うデータ	相談内容（一部）
BtoB (Bto BtoC 含む) モデルに おける データ利 用の 相談	1	気象データ等の活用	気象データ、予測データなど	予測データを活用したことにより不利益を被った場合の紛争回避の留意点
	2	商用車の走行履歴データの活用	走行履歴データ、分析データなど	走行履歴データから分析データを生成する場合の留意点
	3	工場機器稼働データの活用	機器の稼働データ、分析データなど	センサーから取得した機器の稼働データの利用率について
	4	駐車場稼働データの活用	駐車場の稼働データ、分析データなど	車番の取り扱いに関する留意点
	5	地域住民データの活用	住民データ、匿名/統計データなど	自治体が地域住民から同意取得を行う場合の留意点
	6	介護システムデータの活用	介護データ、分析データなど	要介護者からのデータ提供に関する同意の有効性について
	7	位置情報サービスで取得する移動データの活用	加工済移動データなど	民間企業・研究機関等の信頼性を担保する方法
	8	従業員の健康データの活用	従業員の健康診断データなど	要配慮個人情報として扱うべきデータ項目
	9	電子レシート化した購買データの活用	アプリ利用者の購買データなど	個人情報保護法第15条第1項の定め（利用目的の特定）
	10	宿泊予約データの活用	観光客の宿泊データなど	宿泊予約サービス事業者からデータ提供を受ける上で、どのような権利処理の必要があるか
	11	オフィス内行動データの活用	従業員のデータ、オフィスの環境データなど	企業活動・会社内で発生したオフィス内行動データの権利帰属について
	12	店舗内取得データの活用	店舗内の行動データなど	店舗内設置カメラから取得した画像の利活用について
データ市場モデルにおけるデータ活用の相談	13	観光客の属性情データを活用した的確なレコメンデーションの提供	観光客の属性データなど	プラットフォーム運営事業者と各種サービス事業者との属性情報のやりとりに関する留意点
	14	公共空間から取得されるセンシングデータの活用	カメラ映像、人流データなど	公共空間にセンサーを設置する場合の留意点
	15	情報流通交換市場を介したデータ流通の促進	各種登録データ（データの提供条件、購入条件など）	データ提供事業者、及び提供されるデータの信頼性を担保する方法について
	16	データカタログを通じた取引の仲介、分析サービスの提供	登録データ、購入データなど	データの権利関係の整理について
	17	カメラ映像流通プラットフォームによるデータ流通	加工データ、分析データなど	特徴量情報（識別符号）の保存の是非について
	18	おもてなしプラットフォームの流通モデル構築	観光客の属性データなど	ローカルプラットフォーム増加に伴う課題について
	19	センシングデータ流通市場の構築	メタデータなど	生データの内容に起因する法的リスクについて
	20	介護データの流通	介護状況など	要介護者及び介護士の個人情報の取り扱いについて

(1)個別事例の検討結果

記載イメージ

< 検討事例2 > 商用車の走行履歴データの活用

< 概要 >
交通機関加盟協会が、交通機関から提供を受けた走行履歴データを分析し、内部で利用するとともに、第三者へ販売するモデル。



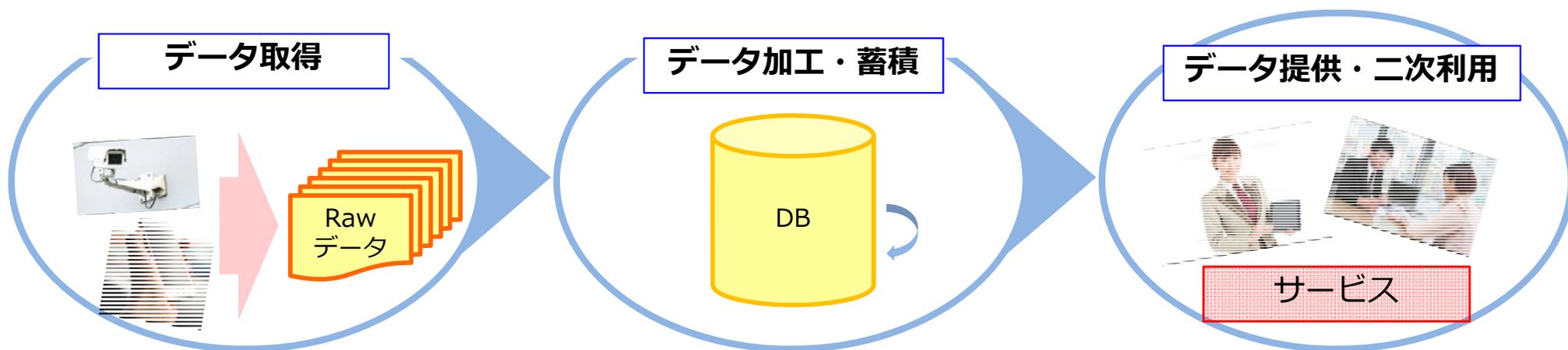
ユースケース前提について

相談者の業種・役割など	<p>【本 WG 相談者の業種】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通機関が加盟する、交通事業の健全な発展を図ることを目的とした団体。 <p>【本 WG 相談者の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 走行履歴データから、交通機関を把握するためのデータを作成し、民間、研究機関等へ提供（販売）。 <p>【現状及び今後の展開など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は交通機関のサービス向上等を目的として、交通車両から得られる走行履歴データを、適切な運行計画の策定等に用いている。 走行履歴データから交通情報を把握できるため、民間事業者や研究機関等からニーズがある。乗客のプライバシー等に配慮しつつ、積極的に提供していくことを目指している。
対象となるデータ	<ul style="list-style-type: none"> 走行履歴データ（車両の ID・走行位置・走行速度等の情報で、個人が特定される情報は含まない） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 交通機関が交通機関加盟協会へ提供。 分析データ（交通車両の移動等に関する情報で、車両が特定できないように ID を振りなおしている） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 交通機関加盟協会が走行履歴データを基に作成したデータで、民間企業や研究機関等へ販売。
データの利用目的	<p>【交通機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> 走行履歴データを自社サービスへ活用。 <p>【交通機関加盟協会（本 WG 相談者）】</p>

契約関係	<ul style="list-style-type: none"> 分析データを交通機関のサービス向上等へ活用。 【民間企業、研究機関など】 分析データを都市計画立案や自社のサービス等へ活用。
契約関係	<p>【データ提供契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通機関⇔交通機関加盟協会。 <p>【売買契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通機関加盟協会⇔民間企業、研究機関など。
本 WG での審議	
相談内容	<ol style="list-style-type: none"> 走行履歴データから分析データを生成する際の留意点。 データ取得事業者がデータ利用事業者へ分析データを販売する場合の留意点。
WG 委員からの回答	<p>■ ユースケース前提について</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通機関と交通機関加盟協会との間の契約については、委託契約にするのか、データ提供契約にするのか、交通機関加盟協会が交通機関と民間、研究機関等との契約を代理してまとめるなどの方法を検討する必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 走行履歴データから分析データを生成する際の留意点 <ul style="list-style-type: none"> 分析データ単体では個人が特定される情報は含まれていないが、他の情報との組み合わせで個人が特定されないように留意すること。例えば、複数社・複数車両の走行履歴データを扱う場合、乗客の自宅の位置が推定可能になるなど、個人が特定されるケースがあるかもしれない。データの利用目的に必要なデータ内容を精査することが重要である。 対応策として、特定の箇所の情報は削除する、ノイズを加える（走行時や停車時の座標を少しずらすなど）等ができないか。個人に配慮するとともに、データの利用価値を残すことができればよい。 また、データを使われたくない乗客に対して、データ利用を拒否する手段があると良いのではないかと。 データ取得事業者がデータ利用事業者へ分析データを販売する場合の留意点 <ul style="list-style-type: none"> 分析データを公益目的で利用したい事業者がいる場合、データの提供先ごとに契約や加工の粒度を変えることも検討するとよいのではないかと。

(2) 取引事例に関する共通意見の整理

本WGで取り扱ったBtoB（BtoBtoC含む）取引に関する事例のうち、特にデータ取得・加工・提供者が取引事例に共通して参照可能な項目について記載。具体的には、「データの利用目的」、「データの種類」、「データの利用範囲」等の観点から、データの流通サイクル（取得時、加工・蓄積時、提供・二次利用時）に沿って意見を整理。



整理の観点	概要
データの利用目的	• 公共性の高い用途への利活用、ビジネス性の高い用途への利活用 など
データの種類	• 個人情報やプライバシー情報を含むか否か など
データの利用範囲	• 第三者提供の有無 など

(2) 取引事例に関する共通意見の整理

➤ I. データ取得に関する意見（一部）

- ・ 流通するデータの対象が、個人情報・プライバシー情報等を含む場合、個人情報保護法等を遵守して取り扱うこと。特に、取得する情報は必要最小限に止めるとともに、利用目的、利用範囲（第三者提供の有無、匿名加工情報としての扱いの有無などを含む）等を本人にわかりやすく示し、合わせて情報の扱いについて透明性の確保（本人からの問い合わせ・苦情に対応するために専用の窓口を設ける等）を行うことで、本人との信頼関係を構築することがレピュテーションリスクを最小限に抑えることにつながる。
- ・ 自治体が主体となって個人情報を取得する場合、多くの自治体の個人情報保護条例では、公益目的での情報の取得、利用は可能となっているが、サービスを展開する地域の条例を確認すること。なお、安全安心を目的としたサービス（災害情報提供など）は同意なしでも市民に許容されやすいが、福祉的なサービス（老人見守りなど）は、同意取得を基本として考えたほうがよい。

➤ II. 加工・蓄積に関する意見時（一部）

- ・ データを利用する必要がなくなった時は、遅滞なく消去するなど、安全管理措置を徹底することが望ましい。
- ・ また、加工については、個人が特定される可能性がある情報を全て削除するのではなく、情報を追加すること等により特定ができないようにするなど（位置に関する情報は、座標を少しずらすなど）を行った上で提供すれば、本人に配慮しつつ、データの利用価値を残すことができる。

(2) 取引事例に関する共通意見の整理

➤ III. 提供・二次利用に関する意見（一部）

- ・ センシングデータを提供・二次利用する場合、データ利用事業者に対して、データ品質の保証の範囲や、データ提供不能時の責任範囲等を示すことが望ましい。
- ・ オプトアウト手続きによって個人データを第三者に提供しようとする場合、個人情報保護委員会へデータの項目等の届出が必要となる（同委員会は、その内容を公表する）。また、要配慮個人情報を第三者提供する場合は、オプトアウトが認められていないので注意が必要である。
- ・ 匿名加工情報を提供・二次利用する場合は、個人情報に関するルールは適用されず、一定の条件の下、本人の同意を取らなくても自由に利活用することができる。但し、データ提供者は公表義務を負うとともに、匿名加工情報の提供を受けた事業者も、本人の識別行為の禁止義務等を負うこととなる。
- ・ 生活者から取得したデータについて、データ提供事業者側の本意ではない使い方（公序良俗に反した使用等）の禁止等をデータ利用事業者側に求めたい場合、データ提供時の契約の中で、利用用途の制限（本人の不利益を被るような使い方はしないこと等）を設けるなどの方法も検討するとよい。

<留意事項>

- ・ 本WGでは、事業者から相談があった事例に対して、事業の背景（取り巻く環境や実施規模等）やデータ保護と利活用のバランス等を踏まえた上で、WG委員から助言された解決のための対応案等を整理しているものである。そのため、本書に記載している内容は全ての類似の事例に当てはまるものではないとともに、事業者が配慮すべき事項を網羅するものではない。
- ・ 本書で記載している個々の助言内容（配慮すべき事項等）は、あくまでも当事者間の自由意志に基づき決定されるものであり、本書の内容を検討すること及び契約等に定めることを当事者に強制するものではない。